「令和7年度札幌市入院者訪問支援事業実施業務」に係る公募型企画競争に ついて、下記のとおり、告示する。

令和7年(2025年)2月7日

札幌市長 秋元 克広

記

## 1 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所3階 札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課精神保健・医療福祉係

担当:杉本

電話: 011-211-2936 FAX: 011-218-5181 メールアドレス: seishin-iryo@city.sapporo.jp

## 2 契約に関する事項

(1) 役務の名称

令和7年度札幌市入院者訪問支援事業実施業務

- (2) 調達案件の内容 提案説明書による。
- (3) 履行期間 (予定) 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- (4) 委託事業者の選定方法

公募型企画競争により選定する。なお、契約に至るまでの流れは、以下のと おり。(応募方法及び提出書類の詳細は、提案説明書による。)

- ア 参加者の募集・企画競争参加意向申出書の受付
- イ 一次審査(書類審査)の実施
- ウ 最終審査(書類・ヒアリング審査)の実施
- エ 上記ウの審査により、最も評価が高い1者を契約候補者として選定
- オ 契約候補者と協議のうえ、委託契約を締結

### 3 参加資格

次の各号に掲げる要件をすべて満たすこと。

- (1) 精神障がい者に対する相談支援に携わった実績がある相談支援事業者等を所管する法人格を有する団体であること。
- (2) ピアサポータ―の活用又はピアサポータ―との連携の実績がある相談支援事業者等を所管する法人格を有する団体であること。
- (3) 参加意向申出書の提出期限において、札幌市競争入札参加資格者名簿(物品・役務)に登録されていること。または、下記ア〜カのいずれにも該当しないこと。
  - ア 特別の理由がある場合を除くほか、次のいずれかに該当する者
    - (ア) 契約を締結する能力を有しない者
    - (イ) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
    - (ウ) 役員等(申出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、申出者が法人である場合にはその役員、その支店又は営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者その他経営に実質的に関与している者を、申出者が団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(札幌市暴力団の排除の推進に関する条例(平成25年条例第6号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められる者。
    - (エ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる者。
    - (オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便 宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に 協力し、若しくは関与していると認められる者。
    - (カ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不 当に利用するなどしていると認められる者。
    - (キ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を 有していると認められる者。
    - イ 札幌市との入札及び契約等において、次のいずれかに該当すると認め られる者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人

として使用する者。ただし、その事実があった後、既に3年を経過した者、 又はこれらの事由により既に札幌市競争入札参加停止等措置要領(平成14年4月26日財政局理事決裁)に基づく参加停止の措置を受けた者につい ては、この限りでない。

- (ア) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は 公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合し た者
- (ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを 妨げた者
- (エ) 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 234 条の 2 第 1 項の規定 による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (カ) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該 代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- (キ) 競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契 約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- ウ 直前1期の決算(事業年度に基づく決算。当該期の会計期間が12月に満たない場合は直前2期の決算)における製造、販売、請負等の実績高がない者
- エ 不渡手形又は不渡小切手を発行して、銀行当座取引を停止された者で、 2年を経過しない者
- オ 市区町村税又は消費税・地方消費税を滞納している者
- (4) 事業協同組合等の組合が参加する場合においては、当該組合の構成員が同時に参加していないこと。
- (5) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法 による再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始決定後の者は除く。) 等経営状況が著しく不健全でないこと。
- (6) 札幌市競争入札参加停止等措置要領 (平成 14 年 4 月 26 日財政局理事決裁) に基づく参加停止措置を受けていないこと。

#### 4 参加意向申出書等の提出方法

上記1記載の契約担当部局へ、持参もしくは郵送により提出すること。

提出期限:令和7年2月28日(金)17時00分(必着)

# 5 提案説明書等の交付方法

以下の札幌市公式ホームページにおいて公開する。

 $\frac{\text{https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/keiyakujoho/kikakukyoso/nyuuinhoumon2}}{025.\text{html}}$